

発 監 第 1 4 号
令和5年1月19日

北栄町長 手嶋 俊樹 様
北栄町議会議長 津川 俊仁 様
北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡 幸裕 様
北栄町農業委員会会長 永田 恭彦 様

北栄町監査委員 森 耕 生

北栄町監査委員 秋 山 修

令和4年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 令和4年11月16日（水）～29日（火）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要
 - （1）令和3年度補助金状況について
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
 - （2）工事状況について
各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。
 - （3）現地確認
施設等に立ち入って現地の状況確認を実施。

4 監査意見

(1) 補助金状況について

監査の結果、良好に処理されていた。

補助金等については、地方自治法第232条の2に「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。

本町においても、公益的な観点から補助金等を交付しており、施策推進のために重要な役割を担っているが、補助金等は町税をはじめとする貴重な財源で賄われていることから、交付の目的に沿って適正に執行されなければならない。

そこで、補助金等の交付の手續が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適切に執行されているか等を検証し、公正で効果的かつ効率的な補助金等の交付事務に資することを目的として監査を実施した。

(2) 工事状況について

入札及び契約関係書等を調査した結果、事務処理は適正であった。

随意契約の工事については、起案書の記載をもとにその適正性を確認した。

また、設計や施工管理等の工事関係書類の調査、工事現場における施工状況の調査の結果も、おおむね適正であると認められた。

(3) 現地確認

現金の実際有高と帳簿残高を突合し、残高相違がないことを確認した。

また、帳簿の備え付け状況、現金の保管状況を確認し、適正に管理されていることを確認した。

(4) デジタル化について

令和4年度施政方針において、デジタルを活用した業務の効率化・省力化を図ることが明記されている。デジタル社会の構築によりまちの発展を推進し、そして町民の利便性を高めるためには、役場内部のDX（デジタルトランスフォーメーション）が急務ではないかと思われる。税務などの行政手続きでは既に押印が廃止され、今後はマイナンバーカードを活用した様々なデジタル手続きが予定されている。また、電子インボイスの創設、電子契約の普及などにより、新たな業務スタイルへの対応が必要とされ、業務効率化のための計画的な推進が求められるところである。

以上